



第104期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2022年6月23日（木曜日）
午前10時30分

開催場所 大阪市中央区本町橋2番8号
大阪商工会議所
7階国際会議ホール

※末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。

決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役9名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件

目次

■ 第104期定時株主総会招集ご通知	2
■ 株主総会参考書類	5
(添付書類)	
■ 事業報告	21
■ 連結計算書類	46
■ 計算書類	48
■ 監査報告書	50

株主総会会場ご案内図

伊藤忠食品株式会社

証券コード 2692



パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からご覧
いただけます。

<https://s.srdj.jp/2692/>



<新型コロナウイルスに対する当社の対応について>

ソーシャルディスタンス確保のため、会場は前年と同様ですが、座席数を大幅に少なくしております。つきましては、ご来場を見合わせ、書面またはインターネット等による事前の議決権行使をご推奨申し上げます。

また、本総会でのお土産の配布は取りやめさせていただきます。
なお、今後株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.itochu-shokuhin.com/>) においてお知らせいたします。

株主の皆さまへ



平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。はじめに、新型コロナウイルス感染症による影響を受けられた方々に謹んでお見舞い申し上げます。当社におきましては、引き続き食品流通事業者として、食のサプライチェーンの維持に努めるとともに、皆さまの豊かな食生活創りに貢献してまいります。

また、当社は株式会社東京証券取引所の新市場区分において「プライム市場」を選択し、2022年4月4日に移行いたしました。今後とも株主の皆さまにご支援いただけますよう持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努めてまいります。

さて、当社第104期定時株主総会を2022年6月23日に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

株主の皆さまには、今後とも変わらぬご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

2022年6月 代表取締役社長
社長執行役員

岡本 均

社是

当社は堅実を旨とし、驕ることなく、常に誠実をもって取引先に接し、信義を重んじ、和の精神に則り、社業の発展にたゆまざる努力をすること

企業理念

常に時代の変化と要請を先取りし、健康で豊かな食生活創りを通じて消費者と社会に貢献します

株主各位

大阪市中央区城見二丁目2番22号
伊藤忠食品株式会社
代表取締役社長 岡本 均

第104期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第104期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、書面またはインターネット等によりましても議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月22日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

日 時 2022年6月23日（木曜日）午前10時30分

場 所 大阪市中央区本町橋2番8号
大阪商工会議所 7階国際会議ホール（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

目的事項

報告事項	1. 第104期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
	2. 第104期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件
	第2号議案 定款一部変更の件
	第3号議案 取締役9名選任の件
	第4号議案 監査役1名選任の件

以 上

インターネットによる開示について

- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。また、状況次第では、やむなく会場や開始時間が変更となる場合があります。その場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知及び添付書類には、記載していません。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類等に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト

<https://www.itochu-shokuhin.com/>

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

株主総会へのご出席



お手数ながら、本冊子をご持参いただくとともに、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2022年6月23日(木曜日)
午前10時30分

書面の郵送



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2022年6月22日(水曜日)
午後5時30分到着分まで

インターネット



パソコンまたはスマートフォンから、次の議決権行使ウェブサイトへアクセスし、画面の案内に従って、各議案に対する賛否をご登録ください。

議決権行使ウェブサイト▶
<https://www.web54.net>

詳細は次頁をご覧ください。

行使期限

2022年6月22日(水曜日)
午後5時30分まで

インターネット等による議決権行使についての注意事項

複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネット等による議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(1) インターネット等での議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル ☎0120(652)031 (受付時間9:00~21:00)

(2) 上記(1)以外のご照会(住所・株式数など)は、下記にお問い合わせください。

① 証券会社に口座をお持ちの株主様

お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

② 証券会社に口座のない株主様(特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行部 ☎0120(782)031 (受付時間 土日休日を除く 9:00~17:00)

機関投資家の皆さまへ

上記のインターネットによる議決権行使のほかに、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトからご行使ください。

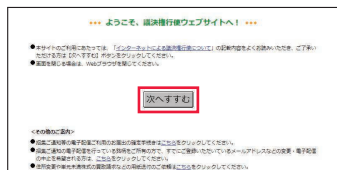
行使期限
2022年6月22日（水曜日）午後5時30分まで



パソコンをご利用の方

1

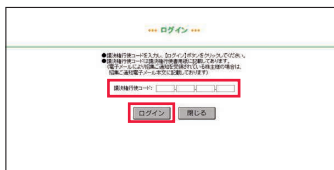
議決権行使ウェブサイト にアクセス



議決権行使ウェブサイト
ウェブ行使
<https://www.web54.net>
にアクセスし、「次へすすむ」をクリック

2

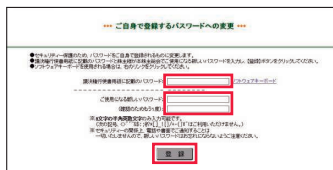
ログイン



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

3

パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」及び実際にご使用になる新しいパスワードを入力し、「登録」をクリック

以降は画面の案内に従って
賛否をご入力ください。

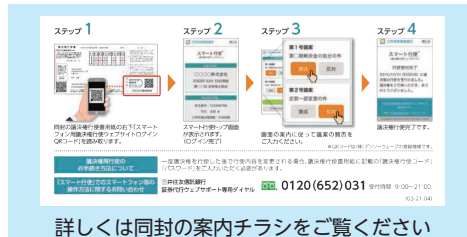
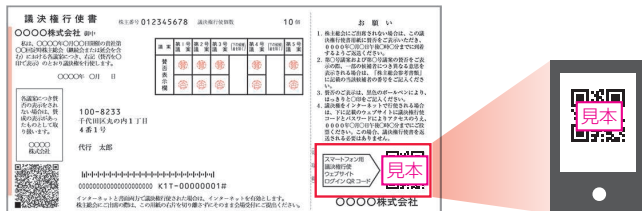


スマートフォンをご利用の方（「スマート行使」のご案内）

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただく必要があります。

「スマート行使」ご利用イメージ



詳しくは同封の案内チラシをご覧ください

- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。
- パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて
 - ・ パスワードはご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取扱いください。
 - ・ パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
 - ・ 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。
- QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆さまへの利益還元を経営における最重要政策と認識しております。

配当金につきましては、株主還元水準の向上を念頭に、安定的かつ継続的な配当を行う所存であります。この基本方針のもと、当期の期末配当につきましては、1株当たり40円とさせていただきたいと存じます。これにより、中間配当40円を加えた当期の年間配当金は、1株当たり80円となります。

なお、内部留保資金につきましては、さらなる企業価値の向上に向けた、物流及びシステム開発への投資ならびに新価値を創出する新たなビジネス機会への戦略投資に充当してまいります。

つきましては、以下のとおり第104期の期末配当及びその他の剰余金の処分をいたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

1 配当財産の種類

金銭

2 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株当たり
40円

総額 507,486,120円

なお、中間配当金として40円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり80円となります。

3 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月24日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

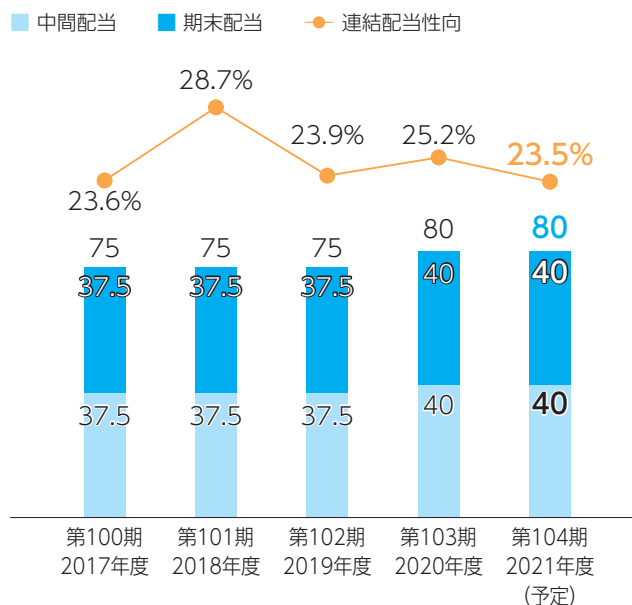
1 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 2,800,000,000円

2 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 2,800,000,000円

ご参考 1株当たり年間配当金の推移 (単位：円)



第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 株主総会の招集に係る変更

2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号。以下「産競法」という。）」が施行され、上場会社において、定款に定めることにより、一定の条件のもと場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が認められました。当社におきましても、感染症や自然災害を含む大規模災害等への対策や社会全体のデジタル化の進展等を念頭に、場所の定めのない株主総会の開催を可能とすることは、株主総会の開催方式の選択肢を拡充し、株主の皆さまの利益に資するものと考え、現行定款第12条を変更するものであります。

なお、本議案における定款変更の効力発生は、産競法の定めにより本株主総会の決議に加え、株主の利益に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件といたします。

(2) 株主総会資料の電子提供制度に係る変更

「会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）」附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ①株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第18条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ②変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ③変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

株主総会参考書類

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会の招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>2. 株主総会は、本店所在地または隣接する地のほか東京都区内において、これを招集することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(株主総会の招集)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. <u>当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第18条 当社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>第 1 条</u> 変更前定款第12条（株主総会の招集）の変更は、当社が実施する場所の定めのない株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けた日をもってその効力を生じるものとし、本条は、効力発生日をもってこれを削除する。</p>
(新 設)	<p><u>第 2 条</u> 変更前定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第18条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、<u>変更前定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u>はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、2022年度に最終年度を迎える中期経営計画の達成に向け、経営体制の一層の強化を図るとともに取締役会の多様性を確保するため、社外取締役3名を含む取締役9名の選任をお願いするものであります。なお、取締役候補者は、独立社外役員3名を含む5名の委員で構成されるガバナンス委員会にて審議し、取締役会において決定しております。取締役候補者の氏名、略歴などは次のとおりであります。

候補者 番号		氏名	現在の当社における地位及び担当	当事業年度における 取締役会への 出席状況（出席率）
1	再任	おかもと 岡本 ひとし 均	代表取締役社長 社長執行役員	14回中14回出席 (100%)
2	再任	かわはら 河原 みつお 光男	取締役専務執行役員 営業統括部門部門長	14回中14回出席 (100%)
3	再任	ふくしま 福嶋 よしひろ 義弘	取締役常務執行役員 営業統括部門部門長 代行(兼)商品本部本部長(兼)リテール本部本部長	11回中11回出席 (100%)
4	新任	うおずみ 魚住 なおゆき 直之	常務執行役員 営業統括部門部門長代行(兼) ダイバーシティ推進室室長	—
5	新任	おおもり 大森 まさのり 賢律	執行役員 管理統括部門部門長(兼)コンプライ アンス担当(兼)サステナビリティ担当	—
6	再任	さとう 佐藤 ひでなり 英成	取締役	11回中11回出席 (100%)
7	再任	みやさか 宮坂 やすゆき 泰行	取締役	14回中14回出席 (100%)
8	再任	おくだ 奥田 たかこ 高子	取締役	14回中14回出席 (100%)
9	再任	ちゅうじょう 中条 かおる 薫	取締役	11回中11回出席 (100%)

(注) 上記の取締役会の開催回数には、会社法第370条及び当社定款第25条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議を含んでおりません。

候補者番号

1

おかもと
岡本ひとし
均

(1956年6月14日生)

再任

● 所有する当社の株式数
1,000株

略歴、当社における地位及び担当

1980年4月	伊藤忠商事株式会社入社	2014年4月	同社 代表取締役専務執行役員 繊維カンパニープレジデント
2007年4月	同社 ファッションアパレル 部門長代行(兼)ファッション アパレル第一部長	2015年4月	同社 代表取締役専務執行役員 CSO
2008年4月	同社 執行役員 ファッションアパレル部門長	2016年4月	同社 代表取締役専務執行役員 CSO・CIO
2010年4月	同社 常務執行役員 繊維カンパニープレジデント	2018年4月	当社 社長執行役員
2010年6月	同社 代表取締役常務執行役員 繊維カンパニープレジデント	2018年6月	当社 代表取締役社長 社長執行役員 (現任)

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

岡本均氏は、企業経営者として豊富な経験、高い倫理観及び多様な経営課題に対処できる資質を有しております。代表取締役社長として、経営を指揮し、的確な意思決定力に裏打ちされた優れた経営手腕をもって中期経営計画を着実に推し進めております。これらのことから当社の持続的な企業価値の向上のけん引役として適任であると判断し、同氏を取締役候補者いたしました。

候補者番号

2

かわはら
河原みつお
光男

(1959年3月26日生)

再任

● 所有する当社の株式数
2,100株

略歴、当社における地位及び担当

1982年4月	当社 入社	2019年4月	当社 常務執行役員 営業統括部門部門長代行(兼)広域 営業本部本部長
2005年10月	当社 東日本営業本部営業第九部 部長	2019年6月	当社 取締役常務執行役員 営業統括部門部門長代行(兼)広域 営業本部本部長
2010年10月	当社 東日本営業本部副本部長	2020年4月	当社 取締役常務執行役員 営業統括部門部門長
2012年6月	当社 執行役員 広域第一営業本部本部長	2021年4月	当社 取締役専務執行役員 営業統括部門部門長 (現任)
2018年4月	当社 執行役員 営業グループ副グループ長(兼)広 域第一営業本部本部長		

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

河原光男氏は、食品流通業界における豊富な業務経験と幅広い見識を有し、当社の営業部門の統括責任者として経営の一翼を担っております。また、各営業本部の有機的な連携に寄与するとともに、消費者起点の意識を徹底し、既存事業の基盤強化ならびに新価値の創出への取り組みによる新たな収益源の確保を図るなど、中期経営計画の達成に向けて貢献しております。これらのことから当社の持続的な企業価値の向上に資する者として適任であると判断し、同氏を取締役候補者いたしました。

株主総会参考書類

候補者番号

3

ふくしま
福嶋

よしひろ
義弘

(1962年11月23日生)

再任

● 所有する当社の株式数
500株



略歴、当社における地位及び担当

1985年4月	伊藤忠商事株式会社入社	2017年4月	同社 執行役員ブランドマーケティング第二部門長
2008年4月	コンパースフットウェア株式会社 代表取締役社長	2020年4月	当社 執行役員商品本部本部長代行
2010年4月	伊藤忠商事株式会社 ブランドマーケティング第二部長	2021年6月	当社 取締役執行役員商品本部本部長代行
2013年9月	コンパースアパレル株式会社 代表取締役社長	2022年4月	当社 取締役常務執行役員営業統括部門部門長代行(兼)商品本部本部長(兼)リテール本部本部長 (現任)
2015年1月	コンパースジャパン株式会社 代表取締役社長		
2015年4月	伊藤忠商事株式会社 欧州総支配人補佐経営企画担当		

重要な兼職の状況

株式会社エプリー 社外取締役

取締役候補者とした理由

福嶋義弘氏は、2021年6月に当社取締役に就任して以来、取引先との強固な関係構築、製配販の連携強化による新価値の創出への取り組みならびにダイバーシティ推進等に寄与し、中期経営計画の達成に向けて貢献しております。また、伊藤忠商事株式会社において、執行役員ならびに同社子会社の代表取締役社長を務めるなど、経営に関する高い見識を有しております。これらのことから当社の持続的な企業価値の向上に資する者として適任であると判断し、同氏を取締役候補者といたしました。

候補者番号

4

うおずみ
魚住

なおよき
直之

(1962年8月31日生)

新任

● 所有する当社の株式数
1,800株



略歴、当社における地位及び担当

1985年4月	当社 入社	2020年4月	当社 執行役員 経営統括部門部門長(兼)C S R 担当
2007年4月	当社 西日本営業本部営業第四部長	2021年4月	当社 常務執行役員 経営統括部門部門長(兼)C S R 担当(兼)ダイバーシティ推進室室長
2011年4月	当社 西日本営業本部九州・中国支店支店長	2022年4月	当社 常務執行役員 営業統括部門部門長代行(兼)ダイバーシティ推進室室長 (現任)
2012年4月	当社 西日本営業本部副本部長(兼)九州支店支店長		
2014年4月	当社 西日本営業本部本部長(兼)生協事業部部長		
2015年6月	当社 執行役員 西日本営業本部本部長(兼)生協事業部部長		

重要な兼職の状況

取締役候補者とした理由

魚住直之氏は、長年にわたり営業部門に従事し、食品流通業界における多様な業務経験と幅広い知見を有しております。2015年に執行役員に就任以来、営業本部長や経営統括部門部門長を務め、営業部門と経営企画部門の連携強化ならびにC S R・ダイバーシティ推進などに寄与しております。また、2022年4月より常務執行役員営業統括部門部門長代行に就任し、中期経営計画達成に向けて貢献しております。これらのことから当社の持続的な企業価値の向上に資する者として適任であると判断し、同氏を取締役候補者といたしました。

候補者番号

5

おおもりのり
大森まさのり
賢律

(1964年2月14日生)

新任

● 所有する当社の株式数
500株

略歴、当社における地位及び担当

1986年4月	伊藤忠商事株式会社 入社	2016年5月	同社 統合リスクマネジメント部長
2006年4月	同社 金融市場営業部長	2019年5月	同社 監査部長
2007年12月	伊藤忠キャピタル証券株式会社 代表取締役社長	2021年4月	当社 執行役員 財務本部本部長
2011年4月	伊藤忠商事株式会社 統合リスク マネジメント部 ERM・事業企 画室長	2022年4月	当社 執行役員 管理統括部門部門長(兼)コンプラ イアンス担当(兼)サステナビリティ 担当 (現任)
2015年5月	同社 東アジア総代表補佐経営管 理担当		

重要な兼職の状況

コンフェックスホールディングス株式会社 取締役 (非常勤)

コンフェックス株式会社 取締役 (非常勤)

取締役候補者とした理由

大森賢律氏は、伊藤忠商事株式会社において、統合リスクマネジメント部長、監査部長及び同社子会社の代表取締役社長を務めるなど、多様な業務経験と豊富な見識を有し、経営を支えるコーポレート部門において戦略的かつ総合的に判断できる資質を備えております。2021年4月より当社の執行役員財務本部本部長として、また、2022年4月より管理統括部門部門長として適切に職責を果たしております。これらのことから当社の持続的な企業価値の向上に資する者として適任であると判断し、同氏を取締役候補者といたしました。

候補者番号

6

さとう ひでなり
佐藤 英成

(1966年11月8日生)

再任

● 所有する当社の株式数
—

略歴、当社における地位及び担当

1989年4月	伊藤忠商事株式会社入社	2017年3月	同社 常務執行役員商品本部長(兼) 物流・品質管理本部長(兼)海外A FC商品推進部長
2009年4月	同社 食品流通部門食品流通戦略 室長	2021年4月	伊藤忠商事株式会社 食品流通部 門長
2011年4月	同社 食品流通部長	2021年6月	当社 取締役 (現任)
2014年4月	同社 食品流通部門長補佐(兼)食品 流通部長	2022年4月	伊藤忠商事株式会社 准執行役員 食品流通部門長 (現任)
2015年4月	同社 食品流通部門長代行(兼)食品 流通部長		
2016年4月	株式会社ファミリーマート 上席 執行役員商品本部長補佐		

重要な兼職の状況

伊藤忠商事株式会社 准執行役員食品流通部門長

株式会社日本アクセス 取締役 (非常勤)

取締役候補者とした理由

佐藤英成氏は、伊藤忠商事株式会社において、准執行役員食品流通部門長を務められ、食品流通業界における幅広い見識と多様な経験を有しております。また、2021年6月に当社の取締役に就任して以来、客観的な視点から助言等をいただき、取締役会の適正な意思決定ならびに監督等の職務を適切に遂行しております。これらのことから当社の持続的な企業価値の向上に資する者として適任であると判断し、同氏を取締役候補者といたしました。

候補者番号

7

みやさか
宮坂

やすゆき
泰行

(1952年4月1日生)

社外取締役

● 所有する当社の株式数

再任

独立役員

—



略歴、当社における地位及び担当

1975年11月	等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入所	2017年6月	同法人 退所
1980年3月	公認会計士登録	2017年7月	宮坂泰行公認会計士事務所 所長（現任）
1990年6月	同法人 パートナー	2018年6月	当社 取締役（現任）
2010年10月	同法人 リスク管理・審査室（IFRS）長		

重要な兼職の状況

宮坂泰行公認会計士事務所 所長
昭和電工株式会社 社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

宮坂泰行氏は、企業財務及び会計に関する高度な専門性と幅広い見識を有しております。2018年6月より当社社外取締役として、主に公認会計士としての専門的知見等から、取締役会の意思決定の妥当性ならびに適正性を確保するための的確な助言と、業務執行に対する適切な監督を行っております。また、ガバナンス委員会の委員として、指名・報酬決定プロセスへの関与、関連当事者取引の監督をはじめとして、取締役会の監督機能の強化に貢献しております。今後とも知見を活かし、的確な助言及び適切な監督を行っていただくことが期待できることから、当社の持続的な企業価値の向上に資する者として適任であると判断し、同氏を社外取締役候補者といたしました。

独立役員に関する事項

当社は、宮坂泰行氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

候補者番号

8

おくだ たかこ
奥田 高子 (1956年5月7日生)

社外取締役

● 所有する当社の株式数

再任

独立役員

-



略歴、当社における地位及び担当

1979年4月	サントリー株式会社入社	2014年7月	同社 カスタマーサービス・カンパニーCS推進室長
2000年4月	同社 ワイン事業部課長	2016年4月	東京電力エナジーパートナー株式会社 CS推進室長
2003年4月	同社 お客様コミュニケーション部東京お客様センター課長	2018年4月	同社 CX推進担当(囑託)
2005年9月	東京電力株式会社入社	2019年6月	当社 取締役(現任)
	同社 販売営業本部営業部くらしのラボグループマネジャー		
2008年7月	同社 販売営業本部営業部部長(兼)くらしのラボグループマネジャー		

重要な兼職の状況

株式会社エムティーアイ 社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

奥田高子氏は、酒類等の商品開発及びマーケティングに知見を有する他、長年にわたり顧客満足度及びステークホルダーの信頼性向上に寄与する業務に従事するなど幅広い経験を有しております。2019年6月に当社社外取締役に就任以来、取締役会の議論の活性化及び意思決定の妥当性・適正性の確保等に貢献しております。また、ガバナンス委員会の委員として、積極的に意見・提言を行うなど適切に役割を果たしております。社外取締役または社外監査役となること以外に会社経営に直接関与された経験はありませんが、引き続き多様な助言を期待できることから、当社の持続的な企業価値の向上に資する者として適任であると判断し、同氏を社外取締役候補者といたしました。

独立役員に関する事項

当社は、奥田高子氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

候補者番号

9

ちゅうじょう
中条

かおる
薫

(1960年11月15日生)

社外取締役

再任

独立役員

● 所有する当社の株式数

—



略歴、当社における地位及び担当

1983年4月	富士通株式会社入社	2016年2月	同社 ユビキタスIoT事業本部 本部長代理
2000年3月	株式会社富士通米国研究所 IP Networking Research Senior Researcher	2017年4月	同社 AIサービス事業本部本部長
2009年12月	富士通株式会社 モバイルフォン 事業本部先行開発統括部統括部 長	2019年7月	同社 ソフトウェア事業本部エグ ゼクティブディレクターAIA ライアンス担当
2013年6月	同社 ユビキタスビジネス戦略本 部先進開発統括部統括部長	2020年12月	株式会社SoW Insight 設立 代表取締役社長 (現任)
		2021年6月	当社 取締役 (現任)

重要な兼職の状況

株式会社SoW Insight 代表取締役社長
 フォスター電機株式会社 社外取締役
 UBE三菱セメント株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

中条薫氏は、富士通株式会社においてモバイル、AI及びIoT事業などの責任者として同社のDX（デジタルトランスフォーメーション）分野の成長をけん引するなど、IT分野に豊富な知見を有しております。また、経営者として、キャリアデザイン及びダイバーシティ推進等のコンサルティング事業を展開しております。2021年6月に当社社外取締役に就任以来、客観的かつ実践的な視点から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言ならびに業務執行に対する適切な監督を行っております。また、当社ダイバーシティ推進への的確な提言をいただくなど適切に役割を果たしております。今後とも的確な助言及び適切な監督を行っていただくことが期待できることから、当社の持続的な企業価値の向上に資する者として適任であると判断し、同氏を社外取締役候補者といたしました。

独立役員に関する事項

当社は、中条薫氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 宮坂泰行氏、奥田高子氏及び中条薫氏は、社外取締役候補者であります。
3. 宮坂泰行氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
4. 奥田高子氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
5. 中条薫氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
6. 岡本均氏は、当社の特定関係事業者である伊藤忠商事株式会社の業務執行者でありました。
同社における過去10年間の業務執行者としての地位及び担当は、10頁の略歴に記載のとおりであります。
7. 福嶋義弘氏は、当社の特定関係事業者である伊藤忠商事株式会社の業務執行者でありました。
同社ならびにその他の特定関係事業者における現在及び過去10年間の業務執行者ならびに役員としての地位及び担当は、11頁の略歴に記載のとおりであります。また、同氏は、過去10年間に於いて、特定関係事業者である川辺株式会社の役員でありました。
8. 大森賢律氏は、当社の特定関係事業者である伊藤忠商事株式会社の業務執行者でありました。
同社ならびにその他の特定関係事業者における現在及び過去10年間の業務執行者ならびに役員としての地位及び担当は、12頁の略歴に記載のとおりであります。
9. 佐藤英成氏は、当社の特定関係事業者である伊藤忠商事株式会社の業務執行者であります。
同社ならびにその他の特定関係事業者における現在及び過去10年間の業務執行者ならびに役員としての地位及び担当は、12頁の略歴に記載のとおりであります。
10. 責任限定契約の内容の概要について
当社は、佐藤英成氏、宮坂泰行氏、奥田高子氏及び中条薫氏と会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。本総会において各氏が再任された場合には、当該契約は継続となります。
11. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要について
当社は、取締役を被保険者に含む会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に起因して損害賠償請求された場合、損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により補填することとしております（ただし、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く）。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役姫野彰氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、適正かつ有効な監査体制を維持継続するため、監査役1名の選任をお願いするものであります。

本議案が原案どおり承認された場合、当社の監査役は4名（うち社外監査役2名）となります。

なお、監査役候補者は、独立社外役員3名を含む5名の委員で構成されるガバナンス委員会にて審議し、取締役会において決定しております。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者の氏名、略歴などは次のとおりであります。

せい け りゅう た
清家 隆太 (1972年7月20日生)

新任

● 所有する当社の株式数

—



略歴、当社における地位

1996年4月 伊藤忠商事株式会社入社
2018年5月 同社 住生活事業・リスク管理室長
2022年5月 同社 統合RM部事業管理統轄室長
(現任)

重要な兼職の状況

伊藤忠商事株式会社 統合RM部事業管理統轄室長

監査役候補者とした理由

清家隆太氏は、伊藤忠商事株式会社において、事業管理・リスク管理部門に長年従事するとともに、伊藤忠商事株式会社の子会社・関連会社の監査役を務めるなど多様な経験と見識を有しております。これらの経験等を活かし適切な監査を遂行することが期待できることから、当社の持続的な企業価値の向上に資する者として適任であると判断し、同氏を監査役候補者といたしました。

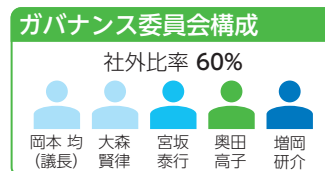
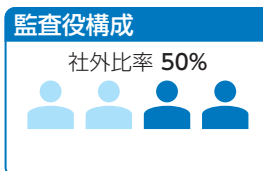
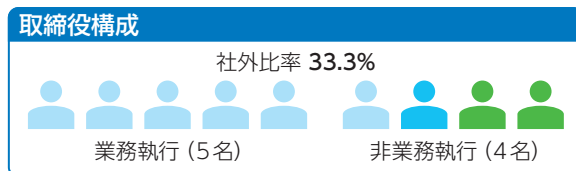
- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 清家隆太氏は、当社の特定関係事業者である伊藤忠商事株式会社の業務執行者であります。同社ならびにその他の特定関係事業者における現在及び過去10年間の業務執行者ならびに役員としての地位及び担当は、17頁の略歴に記載のとおりであります。また、同氏は、過去10年間において、特定関係事業者である株式会社センチュリー21・ジャパン、伊藤忠建材株式会社、伊藤忠都市開発株式会社、伊藤忠アーバンコミュニティ株式会社及びP.T. ANEKA BUMI PRATAMAの役員でありました。
3. 責任限定契約の内容の概要について
当社は、各監査役と会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。本総会において清家隆太氏が選任された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要について
当社は、監査役を被保険者に含む会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に起因して損害賠償請求された場合、損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により補填することとしております（ただし、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く）。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

ご参考 第3・4号議案が承認されたのちの経営体制

取締役会・監査役会全体として多様性・実効性を確保し、当社の持続的な企業価値向上に努めてまいります。

氏名	当社が期待する知見・経験							
	経営全般・ 経営戦略	営業・ マーケティング	財務・会計	法務・ リスク マネジメント	人材育成・ ダイバー シティ	ESG・ サステナ ビリティ	ガバナンス ・内部統制	ICT(情報通信 技術)・物流
岡本 均	●	○			○	○	○	○
河原 光男	○	●				○		●
福嶋 義弘	○	●			●	○		
魚住 直之	○	●			●	●		●
大森 賢律	○		●	○	○	●	●	
佐藤 英成		●					○	○
宮坂 泰行 ■ 社外 ■ 独立			●				●	
奥田 高子 ■ 社外 ■ 独立		○			●	●	●	
中条 薫 ■ 社外 ■ 独立					●	●	○	●
長島 秀昭			○	●			○	
清家 隆太			○	●			○	
増岡 研介 ■ 社外 ■ 独立				●			●	
山岡信一郎 ■ 社外 ■ 独立			●				●	

(注) 1. 上記一覧表は、取締役（候補者）及び監査役（候補者含む）の有するすべての知見や経験を表すものではありません。
2. ●は特に期待する知見・経験を指します。



■ 独立社外取締役 (男性) ■ 独立社外取締役 (女性) ■ 独立社外監査役 (男性)

ご参考 社外役員の独立性に関する基準

当社は、社外取締役及び社外監査役（以下、「社外役員」という。）の独立性を客観的に判断するため、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、以下のとおり社外役員の独立性の基準を定め、社外役員が以下のいずれの項目にも該当しないことを独立性の判断基準としております。

1. 当社（当社連結子会社を含む。以下同じ。）の主要な取引先である者（当該取引先が法人である場合には当該法人の業務執行者）。
2. 当社を主要な取引先とする者（当該取引先が法人である場合には当該法人の業務執行者）。
3. 当社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には当該法人の業務執行者であった者）。
4. 当社が主要株主である法人の業務執行者。
5. 当社から役員報酬以外に、一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等。
6. 当社から一定額を超える寄付または助成を受けている者（当該寄付または助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体の業務執行者）。
7. 当社の業務執行取締役、常勤監査役が他の法人の社外取締役または社外監査役を兼任している場合において、当該他の法人の業務執行者。
8. 当社の取締役、監査役、執行役員及びその他の重要な使用人である者の配偶者または二親等以内の親族。
9. 過去10年間において、上記第1項から第8項までのいずれかに該当していた者。
10. 前各項の定めにかかわらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがあると合理的に判断される事由が認められる者。

- (注) 1. 第1項の「当社の主要な取引先である者」とは、過去5年間のいずれかの事業年度において、当社の連結売上高の2%以上を占める者をいう。
2. 第2項の「当社を主要な取引先とする者」とは、過去5年間のいずれかの事業年度において、当該取引先の連結売上高の2%以上の支払いを当社から受けた者をいう。なお、連結決算を実施していない場合は、単体売上高を基準とする。
3. 「業務執行者」とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役、執行役、執行役員、その他使用人等をいう。
4. 「主要株主」とは、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有する者または保有する法人をいう。
5. 「一定額」とは、年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益をいう。

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

① 事業の状況

当連結会計年度において、新型コロナウイルス感染症パンデミックは、ワクチン接種の普及とともにピークを脱した感はありますが、国内個人消費の回復には遠く及ばず、また国内外サプライチェーンの寸断による経済活動への影響は色濃く残っています。また、既に顕在化していた米中経済摩擦等の地政学リスクに加え、2月に発生したウクライナ危機、3月以降の急激な円安により、世界的な原材料や資源価格の高騰も当面続くものと予想されます。

食品流通業界におきましては、感染拡大に伴う行動自粛の影響から家庭内消費に関連する需要が堅調に推移する一方で、外食・業務用では飲食店を中心に度重なる緊急事態宣言等の発令により、昨年度以上に厳しい状況が続きました。また、人手不足に起因する人件費上昇及び原材料や原油価格高騰などの影響による商品価格の値上げは、今後も継続するものと考えられ、消費者の生活防衛意識は一層高まるものと予想されます。

このような状況下、当社グループは引き続き食品流通の中核を担う卸売業として、感染拡大防止策と安全配慮策を講じながら食品の安定供給維持に努め、エッセンシャルワーカーとしての責務を果たすとともに、中期経営計画「Transform2022～領域を超えて～」で掲げた各重点施策を着実に推し進めることができました。具体的には、「DELISH KITCHEN」等のレシピ動画サイトを運営する㈱エブリーと連携した店頭サイネージの設置拡大や、消費者目線での新しい売場提案、㈱テクニカンとの共同冷凍食品ブランド「凍眠市場」の認知度向上や販路拡大等、新たな付加価値の提供に注力し、基盤である卸事業の強化に向けた取り組みを加速してまいりました。また、社会課題解決への取り組みとしてのダイバーシティの推進やガバナンスの強化、製・配・販で連携した物流効率化、温室効果ガスの排出削減策の検討等、マテリアリティの全社的な活動を推進し、今後益々、SDGsの深化を図ってまいります。

② 業績

〔売上高〕

当連結会計年度の売上高は、CVS、ドラッグストア等との取引が堅調に推移しましたが、収益認識に関する会計基準の適用に伴う減少により、612,658百万円となりました。

なお、商品分類別の売上高は以下のとおりであります。

商品分類	売上高 (百万円)	構成比 (%)	前期比増減率 (%)
ビール	141,396	23.1	—
和洋酒	101,412	16.6	—
調味料・缶詰	97,864	16.0	—
嗜好品・飲料	144,620	23.6	—
麺・乾物	44,219	7.2	—
冷凍・チルド	25,057	4.1	—
ギフト	35,163	5.7	—
その他	22,926	3.7	—
合計	612,658	100.0	—

(注) 1. 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

2. 発泡酒及びビール風アルコール飲料(第3のビール)の売上高は「ビール」に含んでおります。

3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しております。上記の商品分類別の売上高は当該会計基準等を適用した後の金額になっており、対前期比増減率は記載しておりません。

〔経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益〕

利益面では、家庭内需要の高まりならびに消費者起点のビジネスの推進等により取引が堅調に推移し、低重心経営をさらに徹底したことにより、営業利益は5,887百万円、経常利益は7,274百万円となりました。保有株式の評価減を計上するも、親会社株主に帰属する当期純利益は3期連続の増益となる4,315百万円となりました。

③ その他

当社は事業に必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを方針としております。主な資金需要は商品仕入費用及び物流センターの運営費用のほか、販売費及び一般管理費の営業費用であります。また、投資を目的とした資金需要は事業領域拡大等のための投資有価証券の取得、物流センター等に係る設備投資、システム開発投資等によるものであります。

当連結会計年度における投資有価証券の取得の総額は1,326百万円であり、その主なものは取引深耕・拡大を目的としたものとなります。当社は成長に向けた投資を今後も継続して行ってまいります。

なお、設備投資に関しては「(2) 設備投資及び資金調達の状況」を参照ください。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は2,982百万円で、その主なものはシステム関連投資1,528百万円及び基幹システムサーバ等の設備購入費用等1,453百万円であります。

これらの設備投資に必要な資金は自己資金によりまかなっております。

事業報告

(3) 財産及び損益の状況

区 分	第101期 (2018年度)	第102期 (2019年度)	第103期 (2020年度)	第104期 (当期) (2021年度)
売上高 (百万円)	667,128	661,244	656,743	612,658
営業利益 (百万円)	4,043	4,430	5,023	5,887
経常利益 (百万円)	4,943	5,700	6,265	7,274
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	3,310	3,976	4,034	4,315
1株当たり当期純利益 (円)	260.86	313.42	317.94	340.09
総資産 (百万円)	232,289	228,437	231,183	236,668
純資産 (百万円)	85,049	86,204	93,337	95,249
1株当たり純資産 (円)	6,697.55	6,781.27	7,354.47	7,505.14

- (注) 1. 当社の連結計算書類ならびに計算書類に記載される科目及びその他の事項の金額は従来、百万円未満を切り捨てて表示しておりましたが、第102期より、四捨五入による表示へ変更しております。当該変更に伴い、第101期についても四捨五入へ組み替えて表示しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る科目及び経営指標等については、当該会計基準を適用した後となっております。



(4) 対処すべき課題

今後の国内外経済は、新型コロナウイルスのワクチン接種率が高まっているものの、収束には時間を要することに加えて、地政学リスク、サプライチェーンの分断及び円安など様々な要因により、不透明な経営環境が続くと予想されます。

食品流通業界は、人口減少・少子高齢化による総需要の減少、小売業態間の競争激化、物流コスト、原材料、原油価格の上昇、消費者の購買行動の多様化などが同時進行しており、従来のビジネスモデルに加えて、より消費者起点のビジネス構築が必要な局面に差し掛かっております。

このような状況下、当社グループは、最終年度となる中期経営計画「Transform2022～領域を超えて～」の実現に向け、新規ビジネスと既存ビジネスの相乗効果を発揮してまいります。また、売場の活性化に「消費者起点」で取り組み、製・配・販連携による消費者への新価値提供を行うことで成長基盤の構築を押し進めてまいります。加えて、事業を通じた社会課題解決への取り組みも進めてまいります。

当社が将来にわたり成長し続けていくためには、常に環境の変化を機敏に捉え、顧客・消費者のニーズを先取りし、製・配・販連携で強固なエコシステムを形成していく必要があると認識しております。今後も持続的な成長を成し遂げるために、新価値創出に向けて進化するグッドカンパニーを目指してまいります。

〈ご参考〉中期経営計画「Transform2022～領域を超えて～」について

当社は2020年度に3ヶ年の中期経営計画「Transform2022～領域を超えて～」を策定・公表いたしました。中期経営計画で目指す姿は「売場作りへの貢献度向上・新価値創出」と「社会課題解決への取り組みによる持続的成長基盤構築」であります。消費者と商品のリアルな接点である売場がより魅力的な場所となるよう、製・配・販で連携しエコシステムを形成することにより、消費者起点の新価値の創出を目指しております。

また、E S G^{*}経営ならびにD X^{*}の推進により、事業活動を通じて社会課題の解決に主体的に取り組むことで持続的な成長基盤を構築してまいります。中期経営計画の最終年度である2022年度においてはさらに取り組みを加速させ、卸のビジネスモデルを進化させてまいります。

目指す姿

- 売場作りへの貢献度向上・新価値創出
- 社会課題解決への取り組みによる持続的成長基盤構築



基本戦略

- 製・配・販連携により消費者に新価値を届けるエコシステムを形成



※ E S G : 環境 (Environment)、社会 (Social)、ガバナンス (Governance) への取り組み。

※ D X (デジタルトランスフォーメーション) : ITの浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

〈ご参考〉当期の主なトピックス

新市場区分への移行 「プライム市場」を選択

当社は、株式会社東京証券取引所から「プライム市場」の上場維持基準に適合している旨の判定結果を受け、取締役会にて決議のうえ、「プライム市場」を選択いたしました。

今後もさらなるガバナンスの強化、株主・投資家の皆さまとの建設的な対話などを図るとともに、持続的な成長と企業価値の向上に努めてまいります。



「健康経営優良法人2022（大規模法人部門）」に認定

当社は、2022年3月9日に経済産業省及び日本健康会議*が共同で顕彰する「健康経営優良法人2022（大規模法人部門）」に認定されました。

従業員一人ひとりが心身ともに健康を保持・増進し、個々の力を存分に発揮していくことが、企業理念にある「健康で豊かな食生活創り」の実現や、食のライフラインを担う責任を果たすことにつながると考えており、2021年3月に「伊藤忠食品健康経営宣言」を策定・公表しております。

最高健康責任者（Chief Wellness Officer）に代表取締役社長を任命し、従業員の「健康意識の向上」、「健康管理の充実」、「健全な職場環境の整備」を基本方針として掲げ、心身ともに健康で、活力ある職場づくりを推進しております。

今後も当社は食に関わる企業として、従業員の健康保持・増進を図る取り組みを続けてまいります。

【当社健康経営の取り組み】

- ・ 人間ドック受診率向上への施策
- ・ 法定項目二次検診受診率向上への施策
- ・ 30歳以上の婦人科検診受診率向上への施策
- ・ 歩行、運動習慣割合の向上
- ・ 肥満度割合の減少への施策
- ・ 従業員の健康リテラシー向上のため、健康関連セミナーやeラーニングの実施
- ・ がん高度先進医療保険、三大疾病サポート保険への加入
- ・ 新型コロナウイルス対策 など



*日本健康会議：少子高齢化が急速に進展する日本において、国民一人ひとりの健康寿命延伸と適正な医療について、民間組織が連携し行政の全面的な支援のもと実効的な活動を行うために組織された活動体。

ハイブリッド型展示会の実施

2022年1月26日から2022年3月18日にかけてWEB展示会「Food wave オンライン2022 春夏」を開催いたしました。このWEB展示会は、リアル会場で開催しました当社東海営業本部総合食品展示会（会期：2022年1月19日～20日）と連動した初めてのハイブリッド型の展示会であり、会場にご来場される取引先だけでなく、幅広いターゲットにもWEB上でご覧いただける仕組みといたしました。

オリジナルの8つの重点テーマを中心に、リアル会場の動画も交えながら、コンテンツの充実を図りました。例えば、当社の重点分野の一つであり、(株)エブリーとともに推進している「DELISH KITCHEN」のデジタルサイネージの活用として、「売る仕掛け」「伝わる仕掛け」「買いたくなる仕掛け」の観点から、動画コンテンツの魅力や売場活用事例を具体的にご提案いたしました。また、「凍眠市場ZONE」では、鮮度の高い商品ラインナップの紹介や売場展開、液体急速凍結機「凍眠」の活用方法をご提案いたしました。業務提携先である(株)テクニカンの「凍眠」技術により、とれたて・できたての風味や食感の再現が可能であり、簡便調理、生産者・地方創生支援及びフードロス削減等にも貢献しております。

今後もハイブリッド型展示会での提案をはじめとして、消費者起点に基づいた魅力的な売場づくりに向けて、製・配・販及びパートナー企業と連携しながら新しい価値を創出してまいります。



WEB展示会トップページでは、リアル会場と連動した当社オリジナルの企画を掲載。



「DELISH KITCHEN ZONE」ではサイネージの売り場活用事例を具体的に提案。



「凍眠市場ZONE」では、「凍眠市場」ブランドの鮮度の高い商品や売場展開を提案。

〈ご参考〉サステナビリティへの取り組み

1. SDGsの達成に向けて

2015年9月に開催された「国連持続可能な開発サミット」において、人間、地球及び繁栄のための行動計画として、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。その中で2030年までに地球規模で目指すべき17の目標からなる「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられ、国連加盟国及びすべてのステークホルダーが協同し、目標達成に努めることが求められております。「常に時代の変化と要請を先取りし、健康で豊かな食生活創りを通じて消費者と社会に貢献する」ことを企業理念として掲げ、それぞれの時代に応じた価値を提供してきた当社は、SDGsを支持し、事業活動を通じて主に関連する下記10の目標の実現に貢献してまいります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2. 当社のマテリアリティ

当社は2020年4月に策定した中期経営計画「Transform2022～領域を超えて～」の目指す姿の一つとして「社会課題解決への取り組みによる持続的成長基盤構築」を掲げるとともに、優先的に解決すべき下記6つのマテリアリティ（重要課題）を特定し、公表いたしました。この6つのマテリアリティに基づき、毎年具体的な目標を設定し、取り組みを推進しております。今後も当社の主要事業である酒類・食品卸売業を通じて、SDGsの達成へ貢献するとともに、中長期的に社会課題解決に取り組むことで価値を創造し続け、持続可能な社会の実現に向けて努めてまいります。

マテリアリティ(重要課題)	取り組み施策	関連する主なSDGs
1 安心・安全な食の安定供給	<ul style="list-style-type: none"> 安定供給に最適なインフラ整備 徹底した品質管理 安定供給を支える新しい情報システム導入 災害発生時における緊急対応と安定供給 	9, 12
2 物流機能の向上	<ul style="list-style-type: none"> ホワイト物流推進 製・配・販連携による物流効率化 自動化・機械化の推進 	9
3 環境型社会への取り組み推進	<ul style="list-style-type: none"> 食品ロス・廃棄物削減につながる案件の推進 温室効果ガス等の排出抑制 環境保全、環境法令等への適時適正な対応 	7, 12, 13
4 事業領域拡大と人育成・組織力強化	<ul style="list-style-type: none"> 出資・業務提携による新規事業領域拡大 事業経営推進のための人財戦略 	4, 8
5 労働環境の整備強化と健康経営	<ul style="list-style-type: none"> 業務効率化と生産性向上(デジタル化推進) 従業員の健康増進 ダイバーシティ推進体制の構築 	3, 5, 8, 10
6 コーポレートガバナンスの強化	<ul style="list-style-type: none"> コーポレートガバナンス・コード(CGC)への対応(ガバナンス対応方針の明確化) 	16

事業報告

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は伊藤忠商事株式会社で、同社は間接保有を含め当社株式を6,635千株（議決権比率52.3%）保有しております。

当社は総合商社である同社の食品流通の中核を担っており、中間流通業としての機能分担と相互協力を行うことでグループ全体の企業価値向上に努めております。

② 親会社等との間の取引に関する事項

(ア) 当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項

(商品仕入)

取引条件は他の仕入先と同様、市場価格を勘案し協議のうえ、決定しております。また、環境の変化等に応じて適宜見直しを行っております。

(資金の預入)

当社の運用方針に従い、預入期間に応じた市場金利を勘案のうえ、合理的な判断に基づき決定しております。

(物流センターの賃借)

賃借の条件は見積り合わせや近隣相場を勘案のうえ、合理的な判断に基づき決定しております。

(イ) 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての当社の取締役会の判断及びその理由

親会社との取引は、当社社内規程に基づき、親会社から独立して最終的な意思決定を行っており、当社の利益を害することはないと当社の取締役会は判断しております。

(ウ) 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	議決権の比率 (%)	主要な事業内容
新日本流通サービス株式会社	20	100.0	貨物運送取扱業
ISCビジネスサポート株式会社	90	100.0	サービス業
株式会社スハラ食品	95	99.0	酒類・食品卸売業
株式会社アイ・エム・シー	100	100.0	小売業

当社の連結子会社は上記の4社であり、持分法適用会社は3社（非連結子会社1社及び関連会社2社）であります。

(6) 主要な事業内容

当社グループの主要事業は酒類及び食品の卸売であります。

(7) 主要な事業所**① 当社の主要な事業所**

本社 : 大阪、東京
 営業所 : 大阪、東京、名古屋、北海道、仙台、中国、四国、九州
 物流センター : 北海道、仙台、相模原、大府、関西、広島、福岡

② 主要な子会社の事業所

新日本流通サービス(株) 本社 : 大阪 物流センター : 中京
 I S Cビジネスサポート(株) 本社 : 東京
 (株)スハラ食品 本社 : 北海道
 (株)アイ・エム・シー 本社 : 大阪

(8) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減数
1,151名	38名減

(注) 上記には臨時従業員1,082名(年間平均人員数)を含んでおりません。

(9) 主要な借入先及び借入額(2022年3月31日現在)

該当事項はありません。

事業報告

2. 当社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 普通株式 40,000,000株

(2) 発行済株式の総数 普通株式 12,720,000株

(注) 発行済株式の総数には自己株式が32,847株含まれております。

(3) 株 主 数 13,955名 (前期末比1,543名増)

(4) 大 株 主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
伊藤忠商事株式会社	6,620	52.18
株式会社日本カストディ銀行 (三井住友信託銀行再信託分・アサヒビール株式会社退職給付信託口)	815	6.42
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	473	3.73
味の素株式会社	339	2.67
アサヒビール株式会社	296	2.34
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者株式会 社日本カストディ銀行	249	1.96
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	171	1.35
伊藤忠食品従業員持株会	123	0.97
はごろもフーズ株式会社	87	0.69
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	72	0.57

(注) 1. 上記のほか、自己株式が32千株あります。

2. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式数を控除して計算しております。

3. 株式会社日本カストディ銀行 (三井住友信託銀行再信託分・アサヒビール株式会社退職給付信託口) の所有株式は、アサヒビール株式会社が所有していた当社株式を三井住友信託銀行株式会社に信託したものが、株式会社日本カストディ銀行に再信託されたもので、議決権はアサヒビール株式会社に留保されております。

4. みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者株式会社日本カストディ銀行の所有株式は、株式会社みずほ銀行が所有していた当社株式をみずほ信託銀行株式会社に信託したものが、株式会社日本カストディ銀行に再信託されたもので、議決権は株式会社みずほ銀行に留保されております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 当社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日ににおける当社役員が有する新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項等

該当事項はありません。

4. 当社の取締役及び監査役に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況等
代表取締役社長	岡本均	社長執行役員
取締役	河原光男	専務執行役員営業統括部門部門長
取締役	川口浩一	常務執行役員管理統括部門部門長(兼)管理本部本部長(兼)コンプライアンス担当
取締役	角田憲治	常務執行役員営業統括部門部門長代行(兼)商品本部本部長
取締役	福嶋義弘	執行役員商品本部本部長代行、株式会社エプリー社外取締役
取締役	佐藤英成	伊藤忠商事株式会社食品流通部門長、株式会社日本アクセス取締役(非常勤)
取締役 (社外取締役)	宮坂泰行	宮坂泰行公認会計士事務所所長(公認会計士)、参天製薬株式会社社外監査役、昭和電工株式会社社外監査役
取締役 (社外取締役)	奥田高子	株式会社エムティーアイ社外監査役
取締役 (社外取締役)	中条薫	株式会社SoW Insight代表取締役社長、フォスター電機株式会社社外取締役
常勤監査役 (社外監査役)	姫野彰	—
監査役	長島秀昭	伊藤忠商事株式会社統合RM部長代行(兼)統合RM部事業管理統轄室長
監査役 (社外監査役)	増岡研介	増岡総合法律事務所所長(弁護士)、株式会社吉野家ホールディングス社外監査役、株式会社TJMデザイン社外監査役
監査役 (社外監査役)	山岡信一郎	株式会社ヴェリタス・アカウントティング代表取締役社長(公認会計士)、山岡法律会計事務所パートナー、イー・ギャランティ株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役宮坂泰行氏、奥田高子氏及び中条薫氏は、社外取締役であります。なお、当社は、宮坂泰行氏、奥田高子氏及び中条薫氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役姫野彰氏、増岡研介氏及び山岡信一郎氏は、社外監査役であります。なお、当社は、増岡研介氏及び山岡信一郎氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当事業年度中に就任した取締役
2021年6月17日開催の第103期定時株主総会において、新たに、福嶋義弘氏、佐藤英成氏及び中条薫氏は取締役に選任され就任いたしました。
4. 当事業年度中に退任した取締役
2021年6月17日開催の第103期定時株主総会終結の時をもって、萩原武氏及び橋本健氏は任期満了により取締役を退任いたしました。

5. 当事業年度末日後の2022年4月1日付で、次のとおり取締役の担当等を変更いたしました。

氏名	新	旧
川 口 浩 一	取締役理事	取締役常務執行役員管理統括部門部門長(兼)管理本部本部長(兼)コンプライアンス担当
角 田 憲 治	取締役理事	取締役常務執行役員営業統括部門部門長代行(兼)商品本部本部長
福 嶋 義 弘	取締役常務執行役員営業統括部門部門長代行(兼)商品本部本部長(兼)リテール本部本部長	取締役執行役員商品本部本部長代行

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）ならびに各監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び各監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に起因して損害賠償請求された場合、損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により補填することとしております（ただし、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く）。当該保険契約の被保険者は当社及び当社連結子会社の取締役、監査役及び執行役員であります。なお、当該保険契約の保険料は、全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主利益とも連動し、かつ、中期経営計画も踏まえた報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を策定し、定期的に見直しを行っております。2021年3月11日に決定方針について改めてガバナンス委員会に諮問し、その答申内容を踏まえ、2021年3月31日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。なお、2021年6月17日の取締役会決議により一部改定を行っております。決定方針の内容の概要については、以下のとおりであります。

a. 基本方針

○経営ビジョン・ミッションの実現を促すこと

- ・ 持続的成長、企業価値向上につながる制度設計
- ・ 中期経営計画に沿って実績と意義を反映した報酬
- ・ ガバナンスの実効性を保ち公平で妥当性のある制度

○経営陣の責任とモチベーション向上

- ・ 役員の役割、責任の大きさとその達成度合いを反映した報酬
- ・ 多様な能力と優秀な人材を確保できる制度と報酬の水準
- ・ 短期志向への偏りを抑制し中長期視点を加味して評価

○客観性・透明性の確保

- ・ ガバナンス委員会にて審議され、取締役会（または監査役会）にて決定
- ・ 業務執行取締役の業績連動報酬等は定量・定性評価に加え、取締役会から委任された代表取締役社長による評価を反映
- ・ 監査役報酬は業務状況、独立性、公正不偏を考慮

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

基本報酬は、月額固定報酬とし、取締役の役位別及び兼任する執行役員の役職別に定められた月額固定報酬テーブルに応じて決定するものとしております。なお、非常勤取締役の報酬は月額固定報酬のみとしております。

c. 業績連動報酬等の内容及び額の算定方法の決定に関する方針
(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬等は、各取締役が担う役割と責任に応じ、計画達成、前年度比改善及び貢献度合い等を反映した報酬体系としております。業績連動報酬等に係る定量指標は、算定方法の客観性を高めるために、業界で一般的に広く使用される全社連結ベースの売上高、営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益等の計画比、前年度比の達成率、改善率を利用しております。

定量指標以外に定性・戦略等の評価をあわせて評点化し、役位・役職別配分比率に応じて各取締役の総合評点を算出し、それを基に業績連動報酬等の額を決定しております。

なお、業績連動報酬等は毎年度、最終業績及び評価確定後に支給するものとし、評価指標は、経営環境の変化や経営戦略に応じて毎年見直しを行い、ガバナンス委員会の答申を踏まえて適宜変更するものとしております。

d. 基本報酬（金銭報酬）の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の報酬は、取締役の役位別及び兼任する執行役員の役職別に定められた月額固定報酬テーブルに応じて定められた月額固定報酬と業績連動報酬等により構成され、その比率は約7：3（標準ケース）としております。なお、非常勤取締役の報酬は月額固定報酬のみとしております。

また、報酬構成ならびに月額固定報酬と業績連動報酬等の比率については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を比較することで定期的に妥当性を検証し、ガバナンス委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとしております。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等の額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長（岡本均）がその具体的な内容の決定について委任を受けるものとしております。

その内容は、固定報酬は取締役の役位別及び兼任する執行役員の役職別に定められた月額固定報酬テーブルに応じて決定し、業績連動報酬等の額は役員報酬制度に従い前期業績評価に基づき算出するものとし、代表取締役社長の評価を反映して最終決定しております。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の役割及び業務執行の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

また、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役報酬の金額決定過程において、独立社外役員を過半数とするガバナンス委員会にて、定期的に基本方針、報酬額の決定方法、課題等について客観的視点から審議・答申を受けるものとしております。

なお、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、ガバナンス委員会にて原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を踏まえ、決定方針に沿うものであると判断しております。

事業報告

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬額は、2017年6月21日開催の第99期定時株主総会において年額400百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名（うち社外取締役は2名）であります。

監査役の報酬額は、2009年12月18日開催の第91期定時株主総会において年額40百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。なお、監査役の報酬は月額固定報酬のみとしております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる役員の 員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	214	132	82	7
社外取締役	14	14	—	4
監査役 (社外監査役を除く)	5	5	—	1
社外監査役	28	28	—	3
合計	261	179	82	15

- (注) 1. 業績連動報酬等は当事業年度に係る役員賞与支給予定額であります。なお、2021年6月18日に役員賞与61百万円を支給しておりますが、上記金額には含めておりません。
2. 当事業年度を含む業績連動報酬等に係る定量指標の実績の推移は1.(3)財産及び損益の状況に記載のとおりであります。

(5) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職の状況

区分	氏名	兼職先	兼職の内容	関係
取締役	宮坂 泰行	宮坂泰行公認会計士事務所	所長（公認会計士）	－
		参天製薬株式会社	社外監査役	－
		昭和電工株式会社	社外監査役	－
	奥田 高子	株式会社エムティーアイ	社外監査役	－
		株式会社SoW Insight	代表取締役社長	－
	中条 薫	フォスター電機株式会社	社外取締役	－
監査役	姫野 彰	－	－	－
		増岡総合法律事務所	所長（弁護士）	－
	増岡 研介	株式会社吉野家ホールディングス	社外監査役	取引先
		株式会社TJMデザイン	社外監査役	－
	山岡 信一郎	株式会社ヴェリタス・アカウンティング	代表取締役社長（公認会計士）	－
		山岡法律会計事務所	パートナー	－
イー・ギャランティ株式会社		社外監査役	取引先	

② 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況（果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要）
取締役	宮 坂 泰 行	主に公認会計士としての専門的な知見等から取締役会の意思決定の妥当性ならびに適正性を確保するための的確な助言と、業務執行に対する監督を行うなど、適切に役割を果たしております。また、ガバナンス委員会の委員として、積極的に意見・提言を行い、指名・報酬決定プロセスへの関与、関連当事者取引の監督をはじめとして、取締役会の監督機能の強化に貢献しております。なお、当事業年度開催の取締役会14回のすべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
	奥 田 高 子	取締役会の多様性を高めるとともに、議論の活性化に貢献し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保に貢献しております。また、ガバナンス委員会の委員として、積極的に意見・提言を行い、コーポレートガバナンスの強化のために適切に役割を果たしております。なお、当事業年度開催の取締役会14回のすべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
	中 条 薫	業務執行に対する監督に加え、客観的かつ実践的な視点からの的確な助言を行うなど、当社のコーポレートガバナンスの強化等にご貢献しております。また、当社のダイバーシティ推進等において客観的かつ的確な提言を行うなど、適切に役割を果たしております。なお、取締役就任以降開催の取締役会11回のすべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

区分	氏名	主な活動状況
監査役	姫 野 彰	当事業年度開催の取締役会14回のすべてに出席し、また、当事業年度開催の監査役会15回のすべてに出席し、議事の進行を含め議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
	増 岡 研 介	当事業年度開催の取締役会14回のうち13回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会15回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地等から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。なお、ガバナンス委員会の委員として、的確な意見・提言を行っております。
	山 岡 信 一 郎	当事業年度開催の取締役会14回のうち11回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会15回のうち14回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地等から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数には、会社法第370条及び当社定款第25条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議を含んでおりません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人 トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	50百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	50百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検討を行った結果、会計監査人の報酬等について適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号いずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会にて、解任の旨及び解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の適切性、妥当性、独立性を阻害する事由の発生等により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、取締役会は、会社法第344条に基づいて監査役会が決定した会計監査人の不再任議案を、株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当社の業務ならびに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制を以下のとおり整備しております。以下、2006年5月15日の取締役会において決議された「内部統制システム構築の基本方針」の概要を記載いたします（毎期見直しを実施しており、2022年4月28日付で一部改訂を行っております）。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、法令・定款・株主総会決議・取締役会規程及び「社是」・「企業理念」・「企業行動基準」に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに取締役の職務執行を監督する。
- ② 取締役は、取締役会が決定した役割と職務範囲において法令、定款等に従い、また執行役員及び使用人は、「業務分掌規程」「職務権限責任規程」その他社内規程に従い、当社の職務を執行する。
- ③ コンプライアンス委員会、独占禁止法分科会、モニタリングチーム、コンプライアンス責任者会議、伊藤忠食品グループコンプライアンス連絡会を設置するとともに、「伊藤忠食品グループコンプライアンス規程」を制定し、コンプライアンス体制の整備、維持、向上に努める。
- ④ 取締役は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに社長に報告するとともに、遅滞なく監査役及び関連する役員に報告するものとする。
- ⑤ 法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての通報体制として、コンプライアンス担当役員、弁護士及び外部通報窓口を情報受領者とする内部通報システムを整備し、「伊藤忠食品グループ内部通報制度（ホットライン）規程」に基づきその運用を行うこととする。また、通報したものに対し、当該通報をしたことを理由としていかなる不利益な取扱いも行わない。
- ⑥ 監査役は、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査する。また、コンプライアンス体制及び内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに改善策の策定を求めることができるものとする。
- ⑦ 社長直轄の監査部を設置し、「内部監査規程」に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況や業務遂行の手続き及び内容の妥当性等について定期的に内部監査を実施し、社長及び監査役ならびに取締役会にその結果を報告する。また、判明した指摘・提言事項の改善状況については適時フォローアップ監査を実施する。

(2) 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係わる情報については、株主総会議事録・取締役会議事録等法定文書のほか重要情報の記載がある文書等（電磁的記録を含む）について各種情報の漏洩を防止するために、「文書管理規程」、「情報管理規程」、「ITセキュリティ管理規則」、「個人情報保護規程」等情報管理に関する規程類の定めるところに従い、適切かつ確実に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持することとする。
- ② 適時開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集し、法令に従い、適時に正確かつ十分に開示することとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、重大なリスクである信用リスクについては「与信管理規程」に従い、担当専門部署にて取引限度額の設定や不良債権の防止策の検討を行うとともに、投資リスクについては「一般投資管理規程」及び「投資委員会規程」に従い、関連部署からなる投資委員会にて討議・審査を行うこと等、必要なリスク管理体制の整備と強化を図ることとする。
- ② 安心・安全な商品の安定供給という社会的責任を果たすため、食品安全管理の対応については、品質保証部を設置し、「伊藤忠食品グループコンプライアンス規程」に従い、商品表示の調査・確認、商品事故の予防策及び対応策に対する十分性の評価等、品質管理体制の整備と運用を図るものとする。
- ③ 地震・風水害・火災等の災害リスク、感染症に対するリスク、当社取扱商品に対するクレーム・リスク及び当社に関する風評リスク等については「危機管理対策規程」を定めリスクの発生に備え、管理するものとする。サステナビリティ委員会の傘下に災害等の不測の事態に対応するためBCM（総合的な事業継続のためのマネジメント）分科会を設置し、不測の事態が発生した場合には当分科会が構築した地震等のための事業継続計画（BCP）に基づく体制に従い、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職務執行の決定を適切かつ機動的に行うため、定例の取締役会を原則毎月1回開催するほか、必要に応じ適宜臨時に開催するものとし、全般的経営方針・経営計画その他職務執行に関する重要事項を協議・決定する。
- ② 取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、執行役員、部門長、本部長及び常勤監査役が出席する経営会議を原則毎月2回、また、各種社内委員会を設置・開催することで、職務執行に関する基本的事項や本部経営課題について討議し、社長及び取締役会の意思決定に資するものとする。
- ③ 取締役会の決定に基づく職務執行については、「業務分掌規程」「職務権限責任規程」その他社内規程において、各役職者の権限及び責任と執行手続きの詳細を定めることとする。

(5) 当社ならびにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 監査部（内部統制チーム）は、財務報告の信頼性の確保をするために内部統制の整備支援と運用評価を行うものとする。
- ② 子会社の経営管理については、子会社毎に主管部署を定め、当該主管部署が「グループ会社経営管理規程」その他社内規程に従い、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理と指導を行うとともに、各子会社には原則として取締役及び監査役を派遣して業務の適正を確保する。
- ③ 定期的にグループコンプライアンス連絡会を開催するとともに「伊藤忠食品グループコンプライアンス規程」に従い、コンプライアンス体制の整備について子会社を指導し、グループ全体でのコンプライアンスの徹底に努める。

事業報告

- ④ 子会社での業務の適正を確保するため、子会社において構築した内部統制システムの運用状況について、毎期確認を行うこととする。

(6) 反社会的勢力排除に向けた体制

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、一切の関係をもたない。また、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、毅然とした態度で対応する。

(7) 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、当社の使用人から補助使用人を任命することを求めることができるものとする。補助使用人の人事評価は監査役が行い、その人事異動については監査役会の意見を聴取した上で取締役会が決定することとし、取締役からの独立を確保するものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人は、当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときや、法令違反もしくは定款に違反する事実が判明あるいはそのおそれがあるときは、直ちに監査役に報告する。また、監査役に報告したものに對し、当該報告をしたことを理由としていかなる不利益な取扱いも行わない。
- ② 監査役は、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため取締役会のほかその他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧することができる。

(9) その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、監査部と定期的に会合を持ち、内部監査結果及び内部統制評価について協議または意見交換をするなど、密接な情報交換を行い連携を図る。
- ② 監査役は、監査の実施にあたり必要と認める場合は、弁護士、公認会計士等より監査業務に関する助言を受けることができる。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、内部統制システムの整備とその適切な運用に取り組んでおります。当期に実施した主要な取り組みは次のとおりであります。

(1) コンプライアンス体制

- ① コンプライアンスを企業に求められる高い倫理観を実践するための基盤として位置づけ、「伊藤忠食品グループコンプライアンス規程」を定め、担当役員を委員長とする「コンプライアンス委員会」を年2回開催し、従業員向け「コンプライアンス通信」を定期的に発信する等コンプライアンス体制の向上を図っております。
- ② 内部通報システムにおいて「伊藤忠食品グループ内部通報制度（ホットライン）規程」に基づき、当社及びグループ会社向けポータルサイトに掲載の通報窓口等の利用方法を、よりわかりやすく改訂を行い、問題の早期発見と改善措置に取り組んでおります。また、子会社への研修実施や研修資料の提供等、コンプライアンス意識の浸透を図りました。
- ③ 「環境マネジメントシステム」や「個人情報保護」等の関連法令の周知徹底を図るため、全従業員を対象にeラーニングを実施いたしました。また、代表取締役による「ハラスメント防止宣言」を発信いたしました。

(2) リスク管理体制

- ① 災害リスクへの備えとして業務継続計画書に基づき実効性の検証を目的としてBCP訓練を実施いたしました。また、全社員を対象にサイバーセキュリティへの定期的な訓練に加え、システム部門を対象としたサイバーセキュリティ対策BCP訓練を実施いたしました。
- ② 食品の安全管理については、当社物流業務委託先のHACCP対応状況の確認に加え、グループ会社への導入支援を継続いたしました。また、商品事故発生防止に対する施策を講じました。
- ③ 個人情報への対応については、「JIS Q 15001」に適合した「プライバシーマーク制度」の認証を受けており、監査人研修ならびに内部監査を実施いたしました。
- ④ 新型コロナウイルス感染症対応として、従業員及び来訪者向けに検温器、消毒液ならびに飛沫防止の仕切板等を設置するとともに、除菌清掃を継続して実施いたしました。また、従業員に対しては、定期的に注意喚起と行動指針を発信し、在宅勤務及びスライドワークを推進いたしました。なお、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う取引先の業績悪化による債権回収不能リスクに対しては、信用保険等を活用し債権保全対策を講じました。

(3) 反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力排除のための基本理念である「反社会的勢力排除の基本方針」及び反社会的勢力との一切の関係を遮断するために必要となる事項について定めた「反社会的勢力排除に関する規程」を制定しております。また、被害を防止し、関係を遮断するための措置として、契約締結にあたり反社会的勢力排除条項の導入を徹底し、既存契約においても適切な検証のもと、見直しを図っております。

(4) 取締役の職務執行

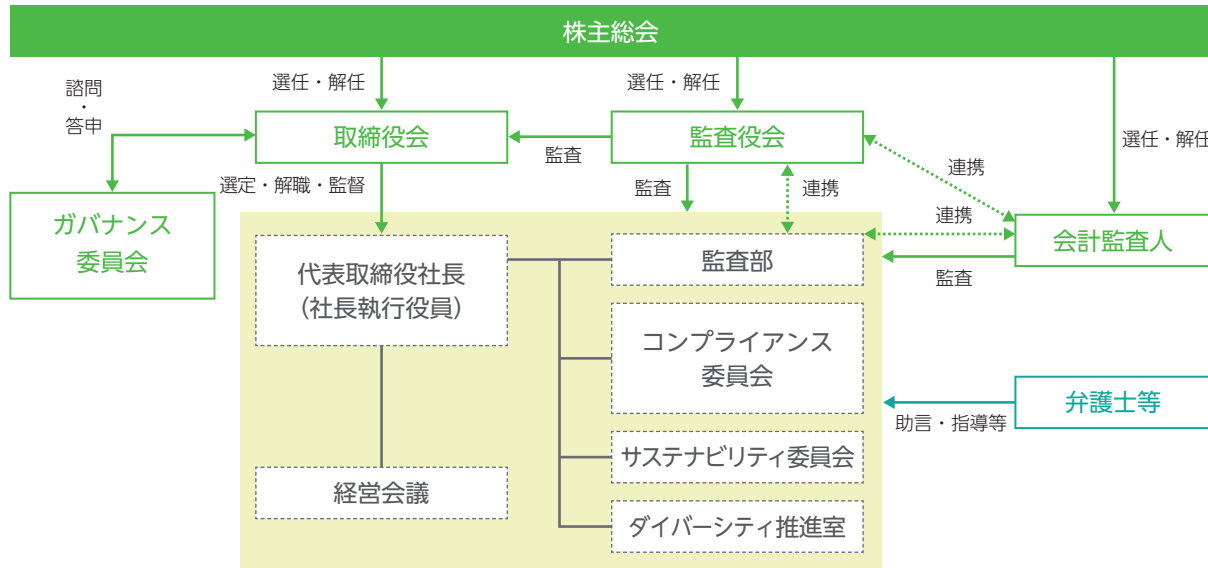
取締役の職務執行の有効性と効率性を確保するため、取締役会において社外取締役が独立した立場から経営の監督が行えるよう決議に加わり適切な助言・指摘を行い、業務執行取締役は、職務執行状況の報告を行っております。

(5) 監査役の職務執行

- ① 監査役会は4名（内、社外監査役3名）で構成され、原則毎月1回開催し、監査に関する重要な事項について意見交換、協議、決議を行っております。
- ② 監査役会にて定めた監査計画に基づき、全監査役が取締役会、常勤監査役がその他重要会議である経営会議、本部長連絡会、投資委員会、コンプライアンス委員会、伊藤忠食品グループコンプライアンス連絡会等に出席するとともに、適宜、営業部門の会議に出席し、内部統制システムの監視と検証を行っております。
- ③ 監査役監査の実効性を高めるため、常勤監査役は、監査部との間で月1回程度、情報・意見を交換する場を設け、内部監査ならびに内部統制評価の結果や実施状況について情報共有を行うとともに、法務・コンプライアンス部等、他部署と適宜情報交換を実施しております。また、年1回程度、監査部、ならびに会計監査人との間で、「三様監査情報交換会」を開催し、監査に関連する情報共有と相互のコミュニケーションの一層の深化を図っております。
- ④ グループ会社に対しては、常勤監査役が定期的に訪問、または新型コロナウイルス感染症対応としてWEB会議システム等による、経営陣との面談を通じ、経営状況を確認するとともにグループ会社監査役と適宜情報共有を行い、グループ内部統制の徹底を図っております。

■ コーポレートガバナンス体制図（2022年4月1日現在）

当社のコーポレートガバナンス体制は、以下のとおりであります。



連結計算書類

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	173,571
現金及び預金	1,267
受取手形及び売掛金	85,398
商品及び製品	14,419
未収入金	23,000
グループ預け金	49,400
その他	379
貸倒引当金	△292
固定資産	63,096
有形固定資産	17,518
建物及び構築物	3,745
機械装置及び運搬具	17
器具及び備品	2,359
土地	6,295
リース資産	5,102
無形固定資産	1,843
ソフトウェア	619
その他	1,225
投資その他の資産	43,735
投資有価証券	31,445
関係会社出資金	385
長期貸付金	1,371
繰延税金資産	149
退職給付に係る資産	1,598
差入保証金	8,394
その他	415
貸倒引当金	△22
資産合計	236,668

科目	金額
負債の部	
流動負債	130,881
買掛金	117,171
リース債務	759
未払法人税等	1,262
賞与引当金	1,349
役員賞与引当金	82
その他	10,259
固定負債	10,537
リース債務	5,024
繰延税金負債	2,965
設備休止損失引当金	4
資産除去債務	1,199
退職給付に係る負債	357
その他	989
負債合計	141,418
純資産の部	
株主資本	85,459
資本金	4,923
資本剰余金	7,165
利益剰余金	73,484
自己株式	△113
その他の包括利益累計額	9,760
その他有価証券評価差額金	9,786
退職給付に係る調整累計額	△25
非支配株主持分	31
純資産合計	95,249
負債・純資産合計	236,668

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		612,658
売上原価		577,607
売上総利益		35,052
販売費及び一般管理費		29,165
営業利益		5,887
営業外収益		
受取利息及び配当金	937	
持分法による投資利益	190	
その他	584	1,711
営業外費用		
支払利息	126	
その他	198	325
経常利益		7,274
特別利益		
投資有価証券売却益	119	119
特別損失		
減損損失	11	
投資有価証券売却損	10	
投資有価証券評価損	901	923
税金等調整前当期純利益		6,470
法人税、住民税及び事業税	2,286	
法人税等調整額	△133	2,153
当期純利益		4,317
非支配株主に帰属する当期純利益		2
親会社株主に帰属する当期純利益		4,315

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	172,122
現金及び預金	357
受取手形	1,476
売掛金	83,275
商品及び製品	14,168
前払費用	296
未収入金	22,876
グループ預け金	49,400
その他	552
貸倒引当金	△279
固定資産	62,073
有形固定資産	14,208
建物	2,012
構築物	7
車両運搬具	1
器具及び備品	2,242
土地	4,875
リース資産	5,071
無形固定資産	1,788
ソフトウェア	563
その他	1,225
投資その他の資産	46,076
投資有価証券	29,986
関係会社株式	3,570
関係会社出資金	50
関係会社長期貸付金	2,504
長期貸付金	39
差入保証金	7,946
その他	2,004
貸倒引当金	△22
資産合計	234,194

科目	金額
負債の部	
流動負債	132,634
買掛金	116,215
リース債務	739
未払金	9,685
未払法人税等	1,213
賞与引当金	1,187
役員賞与引当金	82
その他	3,513
固定負債	9,851
リース債務	5,014
繰延税金負債	2,786
預り保証金	736
設備休止損失引当金	4
資産除去債務	1,186
その他	125
負債合計	142,485
純資産の部	
株主資本	82,043
資本金	4,923
資本剰余金	7,162
資本準備金	7,162
利益剰余金	70,071
利益準備金	1,231
その他利益剰余金	68,840
固定資産圧縮積立金	27
特別償却準備金	1
別途積立金	64,400
繰越利益剰余金	4,412
自己株式	△113
評価・換算差額等	9,667
その他有価証券評価差額金	9,667
純資産合計	91,710
負債・純資産合計	234,194

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

計算書類

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		604,681
売上原価		571,865
売上総利益		32,816
販売費及び一般管理費		27,312
営業利益		5,504
営業外収益		
受取利息及び配当金	974	
その他	512	1,486
営業外費用		
支払利息	129	
その他	215	344
経常利益		6,646
特別利益		
投資有価証券売却益	119	119
特別損失		
投資有価証券評価損	901	901
税引前当期純利益		5,863
法人税、住民税及び事業税	2,164	
法人税等調整額	△148	2,016
当期純利益		3,847

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

伊藤忠食品株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 平田英之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川合直樹

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、伊藤忠食品株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、伊藤忠食品株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

伊藤忠食品株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 平田英之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川合直樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、伊藤忠食品株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第104期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第104期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査計画において、監査の方針、重点監査項目、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。なお、新型コロナウイルス感染予防対策として一部監査等にWEB会議システム等を利用しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）については、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、確認と検証を行いました。
 - ③事業報告に記載されている親会社等との取引については、取締役会等における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月18日

伊藤忠食品株式会社 監査役会
 常勤監査役 (社外監査役) 姫野 彰 ◎
 社外監査役 増岡 研 ◎
 社外監査役 山岡 信一 ◎
 監査役 長島 秀昭 ◎

以上

株主総会会場ご案内図

会場：大阪市中央区本町橋2番8号 大阪商工会議所 7階国際会議ホール

交通：堺筋線・中央線「堺筋本町」駅 ①⑫番出口から徒歩8分

谷町線・中央線「谷町四丁目」駅 ④番出口から徒歩8分



※駐車場の準備はいたしていませんので、ご了承の程、お願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。



環境に配慮した
植物油インキを
使用しています。